

- 1 会 議 名 予算委員会
- 2 日 時 平成30年3月15日(木) 10時01分開会
16時43分閉会
- 3 場 所 議場
- 4 出席委員 牟田学委員長、濱田洋一副委員長、白石純一委員、
渡辺久治委員、西田数市委員、竹原信一委員、
仮屋園一徳委員、竹原恵美委員、中面幸人委員、
大田重男委員、濱崎國治委員、岩崎健二委員、
濱之上大成委員、山田勝委員、野畑直委員
- 5 事務局職員 次長兼議事係長 牟田 昇 君、議事係 大漣 昭裕 君
- 6 説明員
- | | | | |
|----------|----------|------|---------|
| 市長 | 西平 良将 君 | 副市長 | 春原 善幸 君 |
| 教育長 | 原田 正美 君 | | |
| ・水道課 | | | |
| 課長 | 中野 正市 君 | 課長補佐 | 福永 典明 君 |
| 課長補佐 | 濱崎 久朗 君 | 係長 | 田原 勝矢 君 |
| ・財政課 | | | |
| 課長 | 栗野 寛教 君 | 課長補佐 | 猿楽 浩士 君 |
| 係長 | 寺地 克己 君 | 係長 | 松下 直樹 君 |
| ・総務課 | | | |
| 課長 | 山下 友治 君 | | |
| ・企画調整課 | | | |
| 課長 | 早瀬 則浩 君 | | |
| ・福祉課 | | | |
| 課長 | 山元 正彦 君 | | |
| ・介護長寿課 | | | |
| 課長 | 中野 貴文 君 | | |
| ・商工観光課 | | | |
| 課長 | 堂之下 浩子 君 | | |
| ・都市建設課 | | | |
| 課長 | 富吉 良次 君 | | |
| ・農政課 | | | |
| 課長 | 谷口 義美 君 | | |
| ・水産林務課 | | | |
| 課長 | 山平 俊治 君 | | |
| ・教育総務課 | | | |
| 課長 | 小中 茂信 君 | | |
| ・スポーツ推進課 | | | |
| 課長 | 堂之下 力 君 | | |

7 会議に付した事件

- ・議案第23号 平成30年度阿久根市一般会計予算
- ・議案第24号 平成30年度阿久根市国民健康保険特別会計予算
- ・議案第25号 平成30年度阿久根市簡易水道特別会計予算
- ・議案第26号 平成30年度阿久根市交通災害共済特別会計予算
- ・議案第27号 平成30年度阿久根市介護保険特別会計予算
- ・議案第28号 平成30年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算
- ・議案第29号 平成30年度阿久根市水道事業会計予算

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

(水道課入室)

牟田学委員長

昨日に引き続き、予算委員会を開会いたします。

なお、昨日の審査において、学校教育課長から発言の訂正申し出があり、委員長において許可しましたので、御了承ください。

それでは、日程表に従い審査に入ります。

○議案第23号 平成30年度阿久根市一般会計予算

牟田学委員長

初めに、議案第23号を議題とし、水道課所管の事項について、課長の説明を求めます。

中野水道課長

議案第23号、平成30年度阿久根市一般会計当初予算のうち、水道課所管分について御説明いたします。

予算書の73ページをお開きください。第4款衛生費3項1目上水道費28節繰出金1億3,733万7千円は、簡易水道特別会計への財政支援分1億3,677万7千円と、上水道事業会計の児童手当分56万円であります。

以上、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

牟田学委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

今ね、上水道費の中の簡易水道への繰出金について、算定基礎はどうなっていますか。

田原簡易水道係長

一般会計繰入金についての算定基礎ですが、法定内と法定外、それに消火栓維持管理費を含めた額になります。

山田勝委員

そして法定は幾ら。

田原簡易水道係長

すいません。一般会計繰入金1億3,723万6千円のうち、法定内が7,436万9千円、法定外が6,240万8千円に、消火栓維持管理費45万9千円になります。

山田勝委員

法定内というのは具体的に、法定内の算定基礎はどうなっているんですか。

田原簡易水道係長

法定内の算定基礎につきまして、簡易水道事業の資本費負担の軽減を図るために、建設改良費に係る元利償還金の55%に当たる分の経費を繰り入れることになります。

山田勝委員

元利償還金の55%が7,700万なんですね。7,700何十万なんですね。それはそれでいいです。残りの分についてはですね、法定外というのは何を想定しているんですか。

田原簡易水道係長

法定外に基準はないんですが、法定内以外の収支の差額分と消火栓維持管理費になります。

山田勝委員

何で聞くかと言いますとね、法定外については決まりはないんだったら市長の政治的判断もこれにあるというふうに見ていいんですよね。それでいいですよ、別に、それだったら。

田原簡易水道係長

法定外の必要性につきまして、平成17年度から始めました簡易水道施設整備事業によるものであり、水の安定供給を図るため老朽化した水道施設の整備費にした市債の償還金によるものであります。

山田勝委員

市債の償還金によるものだとしたらですね、例えば、この市債について過疎債を使えるんですよ、何が使えるんですよというルールがありますか。

田原簡易水道係長

過疎債と簡水債と両方を使っております。市債の過疎債の内訳を説明してよろしいですか。

山田勝委員

いいですよ。過疎債、そういうことだとしたらですね、あとは市の財政課のほうでこの事務処理はするんですか、あなたがするんですか。

田原簡易水道係長

補助事業を導入するときに水道課のほうで検証したあとに、財政課でさらに検証していただく形になります。それによって補助金が幾ら、市債が幾らというふうな取り決めをして償還金が幾らというふうになります。

山田勝委員

それはわかる。だから、事務処理についてはですね、例えば過疎債については後年度地方交付税の何パーセントが地方交付税でちゃん見ますというような、そういう事務処理についてはあなたたちじゃなくて財政課でするんですかって聞くんです。

田原簡易水道係長

水道課が一応借入申し込みをして市債の償還をするものですから、水道課のほうでそういう申請とか、かれこれしまして、精査の機関として財政課をっております。最終的に財政課のほうからそういう繰入金というのについて協議をさせてもらっております。

山田勝委員

なら、事務はするけれどもお金そのものが阿久根市を通じて入ってきたものを、その分だけ水道課のほうに繰り出していると、こういうことですね。

もう一つお伺いするんですが、かつてですね、野田町の水道を使っているときにいつもこう言っておったんですけどね、地方交付税の基準需要額に基づいてお金を出水市に払っているんですよという説明がありましたよね。そういう意味で今回、簡易水道特別会計の中に地方交付税の中で算定されているという分はないんですか。

田原簡易水道係長

平成26年度まで出水市から給水されてるときには、交付税の簡水分として一般会計から繰り入れをして出水市へ簡田地区の負担金を支払っておりましたが、平成27年度からは阿久根市で管理運営していることから支払いはしておりません。

山田勝委員

それはわかるんです。それはわかるんですよ。それはわかるんだけど、現在、繰入金の中にですね、地方交付税の中から簡易水道の分ですよと言ってですね、お金を繰り出しているのがあるんですかと言うんですよ。

田原簡易水道係長

うちの水道課のほうではもう繰入金のみでして、あとは財政課のほうでまとめて地方交付税という形で来てるものですから、どの分がどれだけ配分されてるといのはちょっとわかりません。

山田勝委員

水道課ではわからないちゅうことですね。はい、了解です。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ議案第23号中、水道課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

○議案第25号 平成30年度阿久根市簡易水道特別会計予算

牟田学委員長

次に、議案第25号を議題とし審査に入ります。

課長の説明を求めます。

中野水道課長

議案第25号、平成30年度阿久根市簡易水道特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算書の49ページをごらんください。初めに、歳出から御説明いたします。

第1款1項1目一般管理費は、9,359万2千円であり、1節報酬181万1千円は、簡易水道事務嘱託員1名の報酬であります。2節給料から4節 共済費は、職員2名の人件費が主なものであります。11節需用費2,292万8千円は、消耗品の滅菌用薬品及び緩速ろ過砂240万1千円、電気料等の光熱水費1,200万円、修繕料804万2千円は、水道施設における機械・装置などの補修、漏水の復旧、期限切れメーターの取りかえなどが主なものであります。12節役務費1,423万6千円は、水質検査料、漏水調査手数料などのその他役務費1,235万3千円が主なものであります。13節委託料3,008万6千円は、水源地及び配水池などの施設管理業務、計装設備保守点検業務、漏水調査業務、公営企業法適用に係るアドバイザー等業務、台帳作成業務が主なものであります。14節使用料及び賃借料139万3千円は、台風災害時等の自家発電機リース料や重機借上料が主なものであります。

50ページをお開きください。15節工事請負費200万円は、市道槁之浦深田線配水管布設替工事、県道脇本赤瀬川線配水管布設替工事の2件分であります。19節負担金補助及び交付金235万6千円は、県水道協会負担金及び電算システムサポート負担金が主なものであります。第2款1項1目簡易水道施設整備事業費9,900万円は、中部地区簡易水道の施設整備に係る事業費であり、13節委託料の実施設計委託料783万2千円、15節工事請負費の中部地区簡易水道施設整備工事請負費9,106万円が主なものであります。

51ページをごらんください。第3款公債費1項1目元金1億1,818万7千円は、市債の償還元金であり、2目利子2,035万1千円は、同じく市債の償還金利子が主なものであります。第4款1項1目予備費は、100百万円を計上いたしました。

次に、歳入について、御説明いたします。

47ページにお戻りください。第1款使用料及び手数料1項1目水道使用料は、9,509万6千円は、現在の簡易水道料金を7月1日から上水道料金と同額に見直した収入の見込額であります。第2款分担金及び負担金2項1目給水負担金43万2千円は、新たな給水装置の設置に伴う負担金であり、10件分を見込み計上いたしました。第3款国庫支出金2項1目簡易水道施設整備費国庫補助金3,119万6千円は、中部地区簡易水道施設整備事業に伴う国庫補助対象事業費に対する3分の1の額であります。次に、第5款繰入金1項1目一般会計繰入金1億3,723万6千円は、財政支援分6,240万8千円が主なもので、歳出総額に対する歳入不足分であります。

48ページをお開きください。第8款1項1目市債6,780万円は、簡易水道施設整備事業に係る借入資金であり、中部地区簡易水道施設整備事業について、簡易水道施設整備事業債を充当しようとするものであります。なお、平成30年度末における市債残高は、61ページに示すとおり19億548万6千円になる見込みであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願い申し上げます。

牟田学委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原恵美委員

ページ、49ページの1款1項1目の11節の需用費、光熱水費なんですけど、ふと。

牟田学委員長

光熱費が。

竹原恵美委員

光熱費なんですけれども、こういうふうな金額になるのかなと思って。かなり大きい額になる理由等というのは何だったんでしょうか。教えてもらえませんか。

中野水道課長

これは簡易水道の施設の電気料がほとんど主なものになります。

牟田学委員長

いいですか。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第25号について、審査を一時中止いたします。

○議案第29号 平成30年度阿久根市水道事業会計予算

牟田学委員長

次に、議案第29号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

中野水道課長

議案第29号、平成30年度阿久根市水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

予算書の153ページをごらんください。収入支出の見積り基礎、収益的収入及び支出の収入から御説明いたします。

初めに、第1款水道事業収益1項営業収益についてであります。1目給水収益3億4,892万8千円は、給水予定戸数6,550戸に係る水道料金3億4,737万3千円及び新たな給水申込を32戸分と見込み計上した給水負担金155万5千円であります。2目その他営業収益218万3千円は、消火栓維持管理及び児童手当に係る他会計負担金と給水工事検査、開栓・閉栓、督促等に係る手数料であります。次に、2項営業外収益についてであります。1目受取利息及び配当金128万5千円は預金利息であります。4目長期前受金戻入910万1千円は、国・県・一般会計の補助金や工事負担金等で取得した固定資産の償却に応じた分について収益化することとなるため、平成30年度の減価償却に対応した額を計上したものであります。

次に155ページからの支出について御説明いたします。第1款水道事業費1項営業費用1目原水費5,880万5千円は、水源地及び配水池の維持管理経費であり、水源地管理業務及び電気計装設備保守点検業務等の委託料1,342万2千円、水質検査などの手数料366万7千円、施設・機械器具等の修繕費756万円、水源地の高圧電気料などからなる動力費2,993万8千円、滅菌用の薬品費245万円がその主なものであり、それぞれ見込み計上したものであります。

156ページをごらんください。2目配水及び給水費5,00万8千円は、配水給水施設の維持管理等に係る経費であり、嘱託員1名、職員3名の人件費のほか、漏水当番店待機業務、量水器取りかえなどに係る委託料636万6千円、次の157ページになりますが、漏水修繕や車両・機械器具、量水器取りかえに伴う修繕費1,406万円がその主なものであり、それぞれ見込み計上したものであります。次に、3目業務費3,187万4千円は、水道料金の請求・収納業務等に係る経費であり、職員3名の人件費のほか、水道料金の取りまとめ等の報償費110万円、158ページになりますが、納付書、督促状、催告書などの発送に係る通信運搬費133万1千円、メーター検針、電算機器保守点検の委託料537万6

千円、金融機関における口座振替等に係る手数料153万1千円などが主なものであり、それぞれ見込計上したものであります。4目総係費2,415万3千円は、水道事業全般にわたる一般管理費であり、嘱託員1名、職員2名の人件費のほか、159ページになりますが、事務用品などの備消耗品費158万7千円、水道会計システム保守委託料や公営企業会計制度円滑運用支援業務委託料191万4千円などが主なものであり、5目減価償却費1億2,092万2千円は、固定資産の減価償却費を、6目資産減耗費310万円は、固定資産除却費及びたな卸資産減耗費をそれぞれ見込み計上したものであります。

160ページになりますが、2項営業外費用3,823万6千円は、企業債利息の償還及び消費税の支払い等に伴う経費であり、1目支払利息及び企業債取扱諸費1,404万6千円は、企業債利息の償還金1,400万2千円が主なものであり、2目消費税及び地方消費税2,399万円は、水道事業に係る消費税及び地方消費税であり、それぞれ見込み計上したものであります。3項予備費は、300万円を見込み計上しました。

次に161ページになりますが、資本的収入及び支出について、収入から御説明いたします。第1款資本的収入は、2千万1千円を見込み計上したものであります。1項1目企業債2千万円は、配水管布設替事業費に充てる予定の借入資金を見込計上したものであります。

162ページをごらんください。支出について御説明いたします。第1款資本的支出は、1億4,408万5千円で、1項建設改良費2目配水設備改良費7,853万円は、大曲配水池の老朽化や水圧不足解消のため、桜ヶ丘配水池の増設を計画し、それに伴う測量・地質調査、増設基本設計及び実施計画と水道事業データ統合業務の委託料として2,747万2千円、国道3号配水管布設替工事や桜ヶ丘配水池造成工事などの工事費5,104万8千円が主なものであり、それぞれ見込み計上したものであります。4目固定資産購入費518万7千円は、桜ヶ丘配水池の増設に係る土地購入費501万7千円が主なものであります。2項1目企業債償還金5,648万1千円は、昭和60年度以降の企業債の借入れに伴う元金の償還金であります。この結果、平成30年度末における企業債の残高は、5億4,019万7千円ほどとなる見込みであります。4項1目予備費は、300万円を見込み計上いたしました。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

牟田学委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

濱之上大成委員

157ページのですね、委託料の636万6千円の配水管漏水調査業務委託、それから修繕費の漏水修繕等の972万に関連してちょっとお尋ねします。毎年、この漏水の場合に空き家もありますかね。空き家の敷地内とかという漏水修繕等ありますか。

中野水道課長

この漏水調査というのは、空き家も当然あります。まず本管、配水支管というか、100ミリとか75ミリのまず道路に入っている分と、それから戸別音聴としまして、それぞれメーター周りのところの調査も入っております。

濱之上大成委員

ちょっと僕の勘違いかもしれませんが、簡易水道等の状況の中で空き家の問題を改造したりするときにすぐ事故が起きたりすることがありますよね。そこで、もしよろしければ空き家等に関してもしそういう漏水等がもしあったとしたらですね、できれば境界線近くにメーター等の移動するとかいう工夫はできますか。

中野水道課長

実際、メーターは官民境界が基本であります。現在についているの、新規に来る分についてはそういう指導で行っていくんですが、昔のやつについては官民境界から20メートル、30メートル離れた家のところにある分もありますので、その間は一次側という考え方と

りあえず今のところは動いておりますので、漏水修理をするときに、そのお客様、使用者に対して、今回はお宅の土地の中だということで、とりあえず一次側ということで修理はしますが、この際、あとは修理をするかわりにメーターの移設をお願いする方向で工事自体はしているところです。

濱之上大成委員

極力そういうものを啓発していただいて、指導していただければなと思いますので、要望して終わります。

牟田学委員長

ほかに。

濱崎國治委員

162ページの配水設備改良費の中に工事請負費が5,104万8千円、説明として桜ヶ丘配水池造成工事とあるんですが、この内容についてちょっと教えてください。

濱崎課長補佐

桜ヶ丘の現在ある配水池の隣接地を買収して、そこを造成する造成費と組んであります。

濱崎國治委員

あくまで造成工事だけの費用ということで、今回予算については造成工事だけということだけの予算計上でしょうか。

濱崎課長補佐

造成地については造成工事だけになります。

濱崎國治委員

次に出てくるのが、いわゆる配水池の増設ということが、これは30年度中じゃなくて31年度以降に配水池の増設というのは出てくるんですか。

濱崎課長補佐

委託のほうで本年度基本計画及び実施計画をしますので、配水池の二次製品になるのか現場打ちになるのかですね、そこら辺を比較検討しながらの委託で組んどいて、そこで決まったものを31年度に予算要求をして新設するというようなふうを考えております。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第29号について、審査を一時中止いたします。

(水道課退室、財政課入室)

○議案第23号 平成30年度阿久根市一般会計予算

牟田学委員長

次に、議案第23号を議題とし、財政課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます

栗野財政課長

議案第23号、平成30年度一般会計予算のうち、財政課所管に関する事項について御説明申し上げます。

初めに、予算書の40ページをお開きください。歳出について御説明いたします。第2款総務費1項5目財政管理費の418万3千円は、財政運営等に関する事務費であります。前年度より157万6千円減であり、13節委託料の財務諸表連結等支援業務費について、前年度の執行額を踏まえて162万円減額したことによるものであります。この業務は、平成29年度から、これまで作成していた総務省改定モデルにかえ、統一的な基準に基づく財務書類等の作成を行っているものであり、平成28年度決算に基づく財務書類については、本年3月末の公表に向けて、現在作業を行っているところであり、来年度も同様に委託費用

を計上するものであります。

次に、41ページになりますが、7目財産管理費の2億6,972万7千円のうち、財政課所管分は、総務課所管の公用車関係の経費を除く2億4,385万6千円となり、前年度に比べ、2億3,083万円の増額であります。このうち、7節賃金の財政課所管分は92万8千円であり、市有財産の維持管理等を行うため雇用する臨時職員賃金について、旧国民宿舎施設の管理が不要となることを見込み、前年度より減額となる経費を計上し、12節役務費の財政課所管分は69万5千円であり、旧国民宿舎の自家用電気工作物内の低濃度PCB含有廃棄物の収集運搬、処分経費として42万3千円を計上しております。13節委託料は、旧阿久根高校跡地活用基本構想及び基本計画策定経費に約1千万円、旧国民宿舎等の跡地への民間事業者による新たな宿泊施設整備に備えた、既存の温泉配管等の調査業務に約500万円などを計上したことにより、前年度より1,800万円余りの増額となったものであります。また、15節工事請負費は皆増であり、旧国民宿舎の温泉施設等の修繕工事に約3,200万円、旧国民宿舎施設及び老人福祉センター施設の解体工事に約1億7,700万円を計上したことによるものであります。19節負担金補助及び交付金の財政課所管分の主なものは電子入札システム共同利用負担金63万3千円であり、25節積立金では、説明欄記載の各基金の運用利子の積み立てなどに、1,095万円を計上しております。

次に、124ページになりますが、第12款公債費1項1目元金の9億7,175万3千円は、市債の元金の償還額であり、前年度より2,300万余りの増となっております。2目利子の7,135万6千円のうち財政課所管分は、市債の償還金利子7,077万1千円であり、前年度より1,400万円余りの減となっております。また、125ページの第14款予備費は、前年度と同額の1,500万円を計上いたしております。

以上で歳出を終わり、次は歳入について御説明申し上げます。18ページにお戻りください。財政課所管に係る各種交付金等については、国における税収見込みや地方財政計画の見通しを踏まえて計上いたしております。

初めに、第2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税は、道路の延長及び面積に応じて配分されるもので、前年度と同額の3,400万円、2項1目自動車重量譲与税は、自動車重量税収入額の3分の1が市町村に交付され、道路の延長及び面積に応じ配分されるもので、国の自動車重量税の見込み増により、前年度より300万円増の8,800万円を計上いたしました。また、第6款1項1目地方消費税交付金は、都道府県間の清算基準が消費額基準と人口基準の配分割合が1対1となるなどの見直しがなされることを踏まえ、前年度より2千万円増の3億2千万円を、19ページの第7款1項1目自動車取得税交付金は、エコカー減税の対象車の見直し等を踏まえ、前年度より500万円増の1,400万円を、第8款1項1目地方特例交付金は、住宅借入金等特別控除による減収補てんのための交付金であり、前年度より100万円増の500万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、第9款1項1目地方交付税につきましては、国の地方財政の見通しにおいて対前年度比2.0%の減となっていることなどを踏まえ、普通交付税の算定においては、基準財政需要額を約53億4千万円、基準財政収入額を約20億8千万円と推計し、その差額となる交付税額は、前年度当初予算より約3%、1億円減の32億6千万円を、特別交付税は前年度と同額程度の特別な財政需要が発生するとの見込みにより5億円、合わせて前年度より1億円減の37億6千万円を計上いたしております。

次に、29ページになりますが、第15款財産収入1項1目財産貸付収入の1,693万8千円のうち、財政課所管分は、説明欄記載の土地の貸付料842万3千円であり、株式会社大林ソーラーパワーなど40者に対する70件、7万9千平方メートル余りの普通財産の貸し付けによるものであります。2目利子及び配当金の1,726万4千円は、前年度より423万5千円の増であります。運用条件や実績等を踏まえて計上したものであり、このうち、財政課所管分は財政調整基金、減債基金、市有施設整備基金、土地基金、市民交流施設整備基金の基金利子や、株式会社阿久根食肉流通センターなどの株式配当金が主なもので

あります。

次に、30ページになりますが、2項1目不動産売払収入の1,158万円のうち、財政課所管分は、普通財産の売払収入になりますが、当初予算においては見込みが不確定なため、1万円として計上しております。次に、第17款繰入金1項1目財政調整基金繰入金の4億5,468万円は、前年度より9,900万円余りの減であり、一般財源の不足分を繰り入れるものであります。4目市有施設整備基金繰入金の5億341万8千円は、前年度より1億8,821万8千円の増となり、このうち、平成28年度補正予算第4号、平成29年度補正予算第6号で基金に積み立てを行った原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金を財源とする分として3億1,713万8千円を、市道改良事業、橋りょう修繕事業、市民交流施設建設事業へ充当するものであり、残る1億8,628万円について、その他の市有施設の整備、改修及び修繕等の事業の財源として充当するものであります。

次に、31ページの第18款1項1目繰越金は、例年の実績に基づき一定の繰越金が発生することを見込み、前年度と同額の5千万円を計上いたしております。

次に、32ページになりますが、第19款諸収入5項4目雑入の1億3,454万7千円のうち、財政課所管分は、雇用保険料2千円及び次の33ページの説明欄の下から9行目の市町村振興宝くじの収益金を原資として交付される県市町村振興協会市町村交付金300万円であります。

最後に、35ページになりますが、第20款市債1項1目総務債のうち、旧国民宿舎解体事業に充てる財源として1億6千万円を、15目臨時財政対策債は、地方債計画を踏まえて、前年度より3千万円減の2億9千万円を計上いたしております。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

牟田学委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

仮屋園一徳委員

41ページですね、2款1項7目13節と15節についてですけど、旧国民宿舎施設温泉配管等調査業務が13節になって、そしてもう15節では温泉配管及び温泉ポンプ修理工事を計上してあるんですけど、この工事費についてはある程度調査をされた上での概算で工事費を上げられたということによろしいのでしょうか。

栗野財政課長

委託料につきまして調査業務を行うということになっております。実際、調査業務は行っておりませんので15節に工事請負費を計上いたしておりますが、これはあくまで概算で計上させていただきました。と言いますのは、実際に国民宿舎の建設工事がいつの段階から始まるのかというのはまだ見えておりませんが、その時期に合わせてあとから予算を計上するというよりは先に調査業務をここで計上いたしまして、そのうちできる部分で概算で工事を始められる部分があればそこを急ぎとり行っていくということも考えられますことから、今回概算という形でございますけれども、工事請負費を計上させていただいたところで

仮屋園一徳委員

それとですね、これに関連して応募要項では確か温泉を使われる場合にはというふうになってたと思うんですが、今2社の方が応募されてるということなんですけど、2社の方がそれぞれ温泉を使われるということを想定されての予算計上ということによろしいんですか。

栗野財政課長

現在のところ、温泉を使われるという想定で提案もなされているようでございますので、そこについては要項に基づきまして、とりあえずのところ市としてそれを整備して提供するという形になろうと考えております。

仮屋園一徳委員

はい、わかりました。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

白石純一委員

41ページ、2款1項7目、同じ委託料の中の阿久根高校跡地活用基本構想策定なんですけれども、3年ほど前なんですか、議会では特別委員会を設けてかなり細かい提案をさせていただきます。ときを同じくして市でも活用検討委員会があったかと思いますが、そのときの委員会の結論というか、報告はどういう形として残ってますでしょうか。

栗野財政課長

議員御質問のようにですね、庁内においても検討の会議が開催された経緯がございます。ただ、こちらにつきましては1回のみ開催にとどまっております、その中で結論を得るとか、方向を示すというような段階まで至っていなかったというのが事実でございます。

白石純一委員

了解です。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないですか。

なければ、議案第23号について、審査を一時。

山田勝委員

財政課長、いつも言ってることなただけ。

牟田学委員長

何ページですか。

山田勝委員

地方交付税の中でですね、私は先ほどの審査のときですね、地方交付税の中で以前、地方交付税の算定基準に基づいて出水市にですね、出水市の水道を使っているところについては基準需要額のみだけを出水市にお金をやりおったわけですよ、毎年ね。そのときに地方交付税の中に、基準需要額の中に簡易水道の分はちゃんとありますという話がよくわかったんですけど、さて、なら今、基準需要額をずっと算定していく中でですね、簡易水道の分についてどれぐらいあって、幾ら算定されているのか教えてください。

栗野財政課長

お答えいたします。先ほど水道課のほうから御説明があった中において、水道課では表現としまして法定内、法定外という形で御説明があったかと思われま。従前、決算の委員会だったと思いますが、そこではルール分、ルール以外分というような表現の仕方をされておりました。その際にも私のほうから説明をさせていただきましたが、補足いたしますと総務省のほうで繰出基準というものを毎年4月に各自治体へ通知をいたします。その繰出基準というのは一般会計から、今回簡易水道特別会計、これ準公営企業という扱いになっておりました、それに繰り出す基準を総務省が示すという形になります。その基準をルールと呼んだり、先ほどの法定と呼んだりしております。その繰出基準によりますとおおむね大体半分ぐらい、元利償還金の半分程度が繰出しの基準で、一般会計からその会計へ繰り出していいですよという基準を総務省が示すと。その繰出基準に合致している部分、基準内の部分につきましては基準財政需要額に算定され、それが交付税の措置がされるという状況になっております。金額でございますが、平成30年度当初予算におきましては、元金・利子のおおむね半分ということで計算をいたしますと約7,500万円が基準内で、繰出基準に基づいてルール、ないしは先ほどの説明では法定と呼んでる部分です。で、繰出す分、こちらのほうがのちのち普通交付税の算定において基準財政需要額に算定される分となっております。ちなみに、繰り出しの基準内が7,500万ですが、基準外、要するに簡易水道特別会計で収

入で賄えない分を一般会計が補填する分につきましては6,200万円余りが基準外で繰り出している。基準外で繰り出しを行いますから基準財政需要額には算入されない、要するに地方交付税の措置がない分は6,200万円となるところでございます。以上です。

山田勝委員

このですね、例えば、法定外の部分について、6,200万についてですね、阿久根市が、もちろんそれぞれの自治体でこのお金の割り合いちゅうのは変わってくると思うんですよね。この基準という、これを算定する考え方というのはどういう考え方でこの6,200万円という考え方はしているんですか。

栗野財政課長

繰り出し基準以外の分についての考え方はございません。といいますのは、簡易水道特別会計が年間に支払いを行わなければ経費、支出、歳出でございます。こちらについては阿久根市の簡易水道特別会計におきましては、ここ数年簡易水道の事業を行っております。これに伴いまして、借金の返済、市債の返済がふえております。これを返していかなければいけないという経費がふえております。そのために歳出がふえている。一方で歳入におきましては料金の収入でございます。料金の収入はふえはいたしておりません。今回、料金の改定について条例案が出ておりますけれども、それでも賄い得ない、賄いきれない分を、不足する分を一般会計が補填するという部分が繰り出し基準外になりますので、ここの算定にルールはございません。ただ、決まるのは簡易水道特別会計の歳出が決まる。そして料金収入が決まります。その分の差額で繰り出しのルールの、要するに繰り出し基準の中が決まる。足りない分については料金を上げるということができませんので、一般会計から繰り出すという形になっております。

山田勝委員

よくわかりました。そこでですね、上水道については一般会計からの繰出金は基本的にしていけないわけですよね。いかがですか。

栗野財政課長

上水道につきましては、繰り出しは基本的に行っておりません。行っておるのは先ほど説明がございましたように、消火栓に関する部分、それ以外は行っていない。要するにですね、公営企業という概念、法律の制度が違いまして、公営企業法に基づいて独立採算性が非常に求められているのが上水道事業です。簡易水道事業はそこについては一般会計で持ってらっしゃる団体もあります。阿久根市は特別会計を持っておりますけれども、そういった形で準公営企業となされておりまして、独立採算性の原則が弱い事業になっております。したがって、上水道は独立採算で賄いなさい。歳出が足りなくなれば料金を上げなさいというのが法律の体系でうたわれているところでございます。

山田勝委員

わかりました。簡易水道についてはですね、公営企業みたいに独立採算せいと言ってもなかなか難しい部分がありますよね、非常に。過疎地にですね、運営ができないようなところに簡易水道というのはならないかんで、その分は地方交付税という一つの制度の中ですね、ちゃんと見ているんだろうなという気持ちがあったのでね、確認のためにお話をしたわけでありまして、と言いますのは、今後阿久根市にはですね、簡易水道にとらないかんような、水道があるでしょう、ほかに、共同水道がですね。そういうものについての1つの考え方としてですね、どうしてもその分も確認しておきたいなと思ったので確認したのでありますので、了解いたします。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第23号について、審査を一時中止いたします。

(財政課退室)

牟田学委員長

各課への質疑は終了しました。

次に、昨日、意見のありました総務課に対する竹原信一委員からの質疑については、取り消しの申し出があり行いません。

こで、総括した質疑について、昨日の審査において、お配りした項目の意見をお伺いしましたが、ほかに行いたい内容があればお伺いいたします。

それでは、ページ数、款項目を言ってお願いいたします。

白石純一委員

104ページ、9款1項15節工事請負費、防災行政無線デジタル化整備事業と、これに関連して、8ページの第2表の債務負担行為の防災無線デジタル化整備です。

牟田学委員長

以上でよろしいですか。

白石純一委員

はい。

渡辺久治委員

追加で、91ページの7款1項3目15節、寺島宗則旧家補修工事の案内板についてお願いいたします。

牟田学委員長

ほかに。

竹原信一委員

26ページ、14款2項5目1節、鳥獣被害対策事業費について。それから、122ページ、10款6項3目15節、B&G温水プールバイオマス事業について。それから、128ページ、給与明細書について。以上です。

牟田学委員長

具体的に。

竹原信一委員

定員管理、職員の定員管理。

牟田学委員長

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

以上でよろしいですね。

それでは、白石委員、渡辺委員、竹原信一委員の総括として、追加をして総括をすることとし、市長等の出席を求めたいと思います。

なお、この質疑については、昨日、決定いただきました現地調査のあと、執行部の出席があったのち行いますのでよろしくお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 11:02～11:12)

牟田学委員長

休憩前に引き続き委員会を開会いたします。

それでは北側のほうに車を準備してありますので、ただいまから現地調査を行います。

(現地調査 11:12～12:04)

牟田学委員長

現地調査前に引き続き委員会を再開いたします。
執行部の出席があるまで暫時休憩いたします。

(休憩 12:05～14:37)

牟田学委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。
ここで、執行部の入場をお願いします。

(執行部入場)

[発言する者あり]

牟田学委員長

静かにお願いします。
それでは、市長を始め、執行部に出席いただきました。

○議案第23号～議案第29号（一括議題）

牟田学委員長

議案第23号から議案第29号までの7件を一括議題とし、総括して順次、市長に質疑を行います。

初めに、野畑委員の質疑を行います。

まず、議案第23号において、2款1項8目、3款1項2目及び3目に関して、乗合タクシー運行業務、生活支援型タクシー利用促進事業について、質疑をお願いいたします。

野畑直委員

市長ですよ、乗合タクシーの運行と今回提案されている生活支援型タクシー促進事業の要件について、ちょっとお伺いしたいと思って質疑をさせていただきます。この今回提案されている生活支援型タクシーの利用促進事業について、当初予算の概要の説明を見て、29年度実施されているグループタクシーとあまり変わらない制度かなと思っておりました。介護長寿課の説明を聞いて相当要件が変わったとも思いましたけれども、今回、介護長寿課の要件の中に75歳以上で免許証を有していない者となっていました。課長にちょっと問いかけたところ、75歳以上となって免許証を所有していてもぐあいが悪くなる可能性もあるので、そのときは本人申請でいいですよというようなことで、少しは緩和されてるのかなとも思いましたけれども、予算委員会の次の日の中学校の卒業式の日ですね、グループタクシーを利用されている方から今回のグループタクシーの利用促進事業の廃止について、企画課長名で通知がきて、ほとんど我々はこのグループタクシーのことについては30年度から利用できなくなるんだなということを聞きました。そこで私もまだその通知書を見てなかったので、通知文を預かった方から私見たところ、私たちの予算委員会で提示されたものとだいぶ違うと思ってですね、通知書の要件を見るとですね、4項目ほど書いてありましたけれども、相当厳しい要件だということで、これではもう本当に該当者がいなくなるんだと思って見ました。当然、私にその通知文を見せてくれた方もこれじゃ誰が支援を受けられるんだろうということですね、私も見てそういうふうに思いましたけれども。そこでですね、市長、乗合タクシーの要件を見ると無条件で利用できると。そしてまた、この前までグループタクシーですけれども、今回の生活支援型タクシーについても、私は支援をするという意味のことだと思っております。そこで、乗合タクシーは今回42区になるということ、そして支援型タクシーについては35区となるということですね、支援型タクシーについて、これだけの要件を出されると私はだいぶ不公平だなというふうに思っているんですけども、

市長、その辺はどのようにお考えですか。

西平良将市長

お答えさせていただきます。これまで議会の中におきましても乗合タクシー、グループタクシー、このことに関しましてはいろいろな利用上不便ある、あるいは問題があるのではないかとということでさまざまな御指摘を受けてきたところでございます。また、その中であったのが、いわゆる交通弱者、なかなか歩くのも、歩行も困難な方がいらっしゃるんだというようなことから、今回、グループタクシーというものを一定程度これを見直しをするということで、全く違うものということに今回書き換えようということで考えております。グループタクシーというものは乗合タクシーを補完するという意味での、まずは位置づけということで走らせてきましたけども、今回、生活支援型タクシーという形で、ほんとに日常生活において、買い物、通院などの移動に当たって特に支援が必要という方を対象にしようということで、制度を設計しているものでございます。また、この利用に当たってはある一定程度の要件をやはりすべきだろうということから、今回、議会でも言われているような要件にしているというところでございます。具体的に申し上げますと、乗合タクシーの運行区域以外での35区の住民の方を対象にさせていただきます。そして、施設や病院に入所、入院していない方、低所得者、いわゆる市民税の非課税世帯ということに限っておりますけれども。それと運転免許証を有していない、こういったことに限るということですね。それとあとは75歳以上の方であり、また、75歳未満で要介護1以上の者、または重度の身体・知的・精神的障がい者という方に区切っております。ただ、議会の中でもあったように、こういった方はどうなんだということについては、個別にその案件を伺いながら対応していくということを旨として今後運用を図っていきたいと考えているところであります。

野畑直委員

私がですね、一つ引っかかるところは、免許証を有していない者、この介護長寿課の分でいいんですけども、かつ低所得者と。今、個人情報を取りざたされている中で、もちろん名前も、生活支援型タクシーという名前もつけられていますけれども、この利用する人はタクシーを利用したときに、この人は市民税を払っていないんだとか、払わなくてもいい人なんだなという、いけばそういうこともわかるようにもなると思います。それは私の考えですけれども。今、75歳以上は私たちにいただいた生活支援型タクシーの要件について、783人というふうには推計しているようですけれども、再質疑の中でこの低所得者の分を省くと2,800人ぐらいになるのかなというふうな話も聞きましたけれども。そこでですね、市長、この生活支援型タクシーについては要件はまだ案であるというふうにも伺いましたので、できればですね、今48枚の300円の1万4,400円ということですからけれども、例えばですよ、低所得者には1万円、そうでない人には5千円ぐらいというような考え方で、なるべく多くの市民に行きわたるようにできないだろうかということ、市長にもちょっとお聞きしたいと思うんですが。

西平良将市長

これまでのですね、グループタクシー、現在運行しているグループタクシーの制度について申し上げますと、議会でも御指摘がございました自宅から最寄りのバス停までの制限の距離があったりと。それによって利用券の交付が認められない、あるいは一方ではですね、現に交通手段を有して、明らかに自立している方も対象者に含まれると、こういった方も利用されているといった本当に日常生活において支援が救済が必要な方への制度になっていないのではないかとというようなお話があったのは事実であります。そこを考えたときに、やはり一定程度の制限というものはつけさせていただいて、まずはですね、導入させていただくというのが大事ではないかと思ったところであります。やはり、無制限にとは申し上げません。議員がおっしゃるように値段によって、利用券の配布状況によって区別をつけるというのも一つの考え方かもしれませんが、まずはこちらで把握できる状況としまして、まずは市民税非課税世帯の上限というものを盛り込ませていただいて、そのもとでまずは運用を図っ

ていきたいと、そのように思っているところでもあります。

野畑直委員

私が先ほど申しましたのは、1万4,400円をこれが2人分になるというような考えにもなるということで、私の提案ですけれども、これについては時間もあることですので、できればそうしてもらいたいなということで今言っておりますけれども。1つは乗合タクシーとの関係も考えると、42区の人たちは200円で乗れる。しかし、支援型タクシーの35区についてはということで、やはり同じ市民としてですね、住んでいる地域でこれだけ差があると私は感じますので、不公平感がある。できればその解消をもうちょっとしてもらいたいというような考えで質疑をさせていただきましたので、頭の中に入れてもらって、案ですので、7月1日からの施行ということで聞いておりますので、できればそういうふうなお願いというか、要望でよろしいですが、よろしく申し上げます。

牟田学委員長

よろしいですか。

次に、同事項に関して、山田委員の質疑を行います。

山田勝委員

同事項についてですね、私がお願いしたいのはですね、今、野畑委員が言われた分の中で、例えば、ことしの3月いっぱい終わるということですよ、3月いっぱい終わる。しかし、グループタクシーを3月いっぱい終わるんでしたら、4月1日から6月30日まで3カ月間、今までサービスを受け取った方々がサービスを受けられないのじゃないかと。それではせっかく喜んでいただいた方々にですね、なら、その方々の3カ月間はどのような交通手段で病院に行ったりされるんですかということをおし上げてのわけです。ですから、グループタクシーの利用券をですね、3カ月延ばすということはできないか、7月1日から新しい制度に移行するので、今、皆さん方が利用されているグループタクシーの利用券は、6月30日で終わりですよという通知をしてですね、その間、3カ月は使えるようにしてもらえないかということをお願いできませんかという考え方でございます。

西平良将市長

この新しい生活支援型タクシーにつきましてはですね、これまでの議会でいろんな問題点等指摘いただいたところがございます。制度的にやはり問題があるという認識をしておるんですけれども、現在のグループタクシーの制度を継続して運用するということが適切ではないというふうに考えております。考え方として全く違う運行形態を図るのが今回制度を新たにつくりなおしたということでございます。また、手続の関係上、7月からの運行ということになりますけれども、やはり年度内で一たん区切って3月末をもって終了することとさせていただきますところでもあります。今回の生活支援型タクシーにつきましては、現在のグループタクシーの対象地区でも運用がされております。また、内容もこれまでのグループタクシーの反省に立って設計をしたものでありますけれども、必要要件や制度の枠組みについてはグループタクシーとは全く異なる新しい制度となっているところであります。そういったところから生活支援型タクシーの利用においては、個人の所得状況を判断要件に加えさせていただきます。そのため、運行開始の時期については、前年度の個人所得が決定したあとの7月以降と設定をしたところでもあります。この間の利用については、今回新たなものになるということで、3月でこの制度は一たん打ち切りをさせていただきたいというのが考えでございます。

山田勝委員

それは市長、わかっているんですよ。わかっているけど、わかっているけど、今まで利用している方々は恐らく大方の方がですね、新しい制度になっても利用できる人のほうが多いと思いますよ。ところが、そういう方々は3カ月間はどのようにするのってしたときですね、やはりその間、3カ月間延ばしてしよるような予算措置をしていただければですね、ほんとに安心した生活ができるか、できないかと言うんです。市長のそういう気持ちはわから

んでもないんですよ。でも、私から考えれば住民の立場、あるいは弱い人の立場から考えればですね、そんな簡単に切って捨てるなよって、次は新しいものはあっても私たちはその3カ月はどうすればいいんですかって、あんなに喜んで利用させていただいたのっていう気持ちで私は言うわけで。何も私が乗りたいから、私の知り合いが乗りたいからというんじゃないですよ。ただ、政治に対する基本的な考え方の部分で私はお願いしてるんですよ。私は経過措置ということで、例えば、市営住宅に入っている人もいろんな制度の中でもですね、経過措置としてやるじゃないですか、経過措置として。だから、経過措置としてそういう方法をとっていただきませんかと言うんですよ。予算そのものは大したことはないと思います。ただ、なくなるというですね、次の3カ月間ないという一つのことが非常に住民に対する不親切じゃないか、サービスがいき届いていないのじゃないかという気持ちになるので、経過措置としてそういう方法をとっていただけませんかというお願いをしてるわけです。

牟田学委員長

休憩に入ります。

(休憩 14:54～14:56)

牟田学委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

西平良将市長

山田委員にお答えさせていただきます。ただいまグループタクシーの終了、そして生活支援型タクシーの開始までの期間において、現在のグループタクシーの利用者において大きな不便が生じるというようなことの御指摘でございました。今の御指摘の内容を踏まえまして、現在お持ちのグループタクシーの利用券について、新制度に移行するまでの間、経過的な措置として特例的な活用はできないか、ちょっと調整を図りたいと思います。そういった対応をしていきたいと思います。

牟田学委員長

よろしいですか。

次に、同じく同項目に関して、中面委員の質疑をお願いいたします。

中面幸人委員

今の市長の山田委員の答弁に対してですね、私も一番心配しておりましたので、よかったですと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。それぞれの所管で市の財政需要等を考えながらですね、よりよい方法を模索されたと思ひますけれども、高齢者や障がいを抱えた方がですね、せつかくなら一番喜ばれるものをよいと思ひますのでですね、あと一つ、私はですね、いろんな要綱の中にですね、最後のほうに、例えば、その他、市長が必要と認めたものについては相談できますというような、先ほども野畑委員の質問に対してもですね、個別的な対応もしていくというような説明もありましたので、一つですね、要綱の中にですね、いろんなやっぱり事情が出てくると思ひますよね。そこで市長がやっぱり認めてやらないかんよねというのが出てくると思ひますので、1つその要綱の下にですね、その他市長が必要と認めたものについてはどうにかしてやりますよというような1つ文言を入れてもらいたい。私もよくこの例規集を見ればですね、そういうふうにありますので、そのような条項がうたわれておりますのでですね。いや、何でもかんでも市長が認めるじゃなくて、先ほども言いましたように、例えば、今まで75歳以上の方が夫婦元気であったところが、お父さんが急に亡くなって、そうしたときに奥さんのほうがもう、例えば、免許は持っているけど最近運転してないので運転できないよとかいうのもあつたりしますよね。だからひよつとしたらそういったことがあるので、あくまでも四角四面で仕切つてしまえば不平不満もまた出てきますので、何でもかんでもはいけないけど、そういった条項を残しておいてもらえれば喜ばれるかなと思ひるので、私はこういうふう提案するところです。どうでしょうか、市長。

西平良将市長

いろんな条項等にですね、その他特に市長が認めるものという文言がございます。ただし、これは私は何でもかんでも認めると、もしくは私の好みのことで認めるということでは決してありません。行政上の長として状況を把握した段階でこれは必要であるということでの判断をさせていただきますので、全てが全てそこで解決するということにはならないということは御理解いただきたいと思っております。ただ、運用する以上、どうしてもそういった部分に入らない部分もきっとあろうと思っておりますので、そのことについては1件1件状況を見ながら判断をしていきますので、御理解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

牟田学委員長

よろしいですか。

次に、2款1項1目、職員採用試験問題作成等業務に関して、職員の市外居住について、山田委員の質疑をお願いします。

山田勝委員

先日ですね、市の職員に、あなたは職員に入って、非常にまだ若い方でしたけどね、どこの御出身ですかつたらどこの出身です。今どこに住んでるのつたら、いや市外に住んでいます。何でって、いや市外に住んでますよって、平然として言うんですね。だから私は総務課長にお願いして話をしたんですが、採用試験をするときには、合格したら阿久根市内に居住するということは条件だったはずだ。それを採用されたら直ちに実家に居を移すとか、市外に移すとかって言うのはどういうことかということ、実は聞きましたよ、現状をね。それからあるいは市外在住者についてはふるさと納税をしてるんですねよってという話もありました。そういうことで調べてもらったらですね、市外に在住する人は29年度で11人いるそうですよ。その中でふるさと創生をさせていただいてる方はですね、5人。15万5千円の納税をいただいているということですね。私はそれよりも大事なことはですね、阿久根市に住みますよって言って、試験を受けて採用された方がですよ、まだ結婚もしない若いうちからですね、すぐ元に戻ると言うのは、ほんとうそひいごろやっと思っんですねよ、これは。だからそういうのはちゃんと注意をするとか、あるいは調べるとかですね、それは居住の自由ですよ。そんなことを言いよつたら、阿久根市に居住することということで試験をする必要はないと思っんですねよ。だから、阿久根市をどうかしようということ、作文は阿久根市をどう思うか、阿久根市をどうすればいいと思うかという試験をされていると思っんですねよ。あくまでも人口をふやすんですよ、住みやすいまちにするんですよというふうにして試験をされると思っんですねよ、この実態について、市長、どう思われますか。

西平良将市長

この採用についてはですね、採用試験の文の中に市内に在住ということ前提として採用試験に臨んでいただいています。また私、ちょっと個人的に聞きたいんですけども、山田議員に直接そういうふうにご答えた職員は誰なのかというのをすごく聞きたいんですけども、というのが、私が調べた限りでは、私が知る限りでもありますけれども、一般職員の中においてですけども、この5年以内で結婚等を理由に市外に転居した者はないというふうにご理解をしております。結婚を転機に市外に転居した人間はおると言うのは当然把握をしておりますけれども、そういった人間がいない中でいったい誰なのかというのには私はちょっとわからないので、それについてお答えしかねますけれども、当然ながら職員として市内に在住ということ、これはもう極力それが当然望ましいというふうにご思っております。災害等、そしてまた予期せぬことがあったときにすぐに登庁できるという体制は職員として絶対必要でありますから、そういう意味から考えると、当然そのことには理解を示して職員となっております。これと私は思っているところであります。

山田勝委員

誰が私に言ったかつたらですね、私もここを具体的なところのだいてろだって名前は言えません。市長にちゃんと教えます、あとで。そうしないとね、私は仮に結婚したとしても

ですね、阿久根に大事にしますよというそういうことで、むしろ結婚したんだっただけですね、結婚した相手も阿久根に連れてくればいいじゃないですか。阿久根に住んでいただくように努力してもらわないと。私思ってるんですよ、阿久根で生活費は稼ぎました。近隣の、例えば給食費は、長島町は給食費はただだという話をしますよね、川内市はこうで。いろんな市町村でサービスは違いますよ。ここで給料はとってですね、いただいて、そして隣の町にどっかに住んでですね、そこで違ったまた行政サービスを。なんでその人が阿久根のために一生懸命がんばれますか。私はね、こういうことはね、議会で議論をしてこそね、初めて関係者につながっていくと思いますよ。だから、どうしたら阿久根がよくなるか。なら、市長、ちょっと聞きますけどね、あなた方は採用しました。次にどうしたら阿久根がよくなるかというのをね、そういう意見でも集約する、そういう機会を設けていますか。あるいはレポートでも出してもらうということをしてるんですか、職員に。

西平良将市長

職員にあってはですね、さまざまな研修等を通じて今の阿久根の課題等の自己反省なり、そしてまたこれから考える阿久根の未来等について、当然ながらそういったもののレポートなど出してもらっている状況であります。若干話を戻しますけれども、それはいろんな家庭の状況もあるというふうには私は個人的にも思ったりいたします。当然、私も市長になる前の話でありますけれども、うちの家内は薩摩川内市の在住です。結婚する前にうちの家内の母が若年性アルツハイマーも発症し、どうしても介護をしながら続けたいということだったので、私のほうが川内から阿久根に通うということで決断をしたということもございました。もちろんそのあと子供の状況もあり、教育の面を考えても子供たち含め、家族がどうしてもそちらにとどまるという選択をしたところでもあります。もちろん私は阿久根市に籍を置いて、今阿久根市内で生活をしているという状況でありますけれども、家庭においてはやはりそれぞれの状況があるものですから全て、もちろん、職員みんな阿久根のために頑張ろうという気持ちはあると、そのことは私も疑いませんけれども、いろんな家庭の状況もあって、なかなか住みたくても住めない状況もあると思います。職員と言えども一人間でありますので、そこについては各家庭の状況というのをある程度勘案していただいて、その中で判断していくのが大事じゃないかと思っております。職員若手の人間、そしてまた人生を送っていく過程で結婚であったり、あるいは親の介護であったり、教育の面であったり、いろんな面での家庭の状況の変化というものはあるものですから、それに合わせた家庭のあり方というものはある程度認めていかないと、これは彼らの生活、人権という面でもやはり必要ではないかというふうには私は考えます、個人的には。

山田勝委員

市長、十分わかりますよ。もう、十分わかります。ただ、そういうのを平然と考えている職員もいるのではないかと。だからこういうふうに議論をしとかなないと平気でしますよと、こういう話をするんですよ。ですからこれは十分わかってますからいいですよ。ただ、こういうボールもたまには投げないとですね、気合いがいらんです。以上です。

牟田学委員長

よろしいですか。

次に、8款2項3目に関して景観に配慮した道路工事について、10款6項4目に関して学校給食における事項について、9款1項4目及び債務負担行為に関して防災行政無線デジタル化整備事業について、順次、白石委員の質疑をお願いします。

白石純一委員

まず、景観に配慮した道路工事についてなんですけれども、寺島旧家邸周辺をまず景観を整備するという事の中で、私が塘町の船着場、ほこらのある辺りですね、お寺さんのほうから見るときれいな昔ながらの海岸線に白いガードレールが見えるのがちょっと奇異な感じを受けたもんですから、それについても私は景観に配慮すれば色を変えるなりの工夫が必要ではないかなと思いますけれども、その点について市長はどうお考えでしょうか。

西平良将市長

白石議員にお答えいたします。平成30年度につきましては平成29年度に引き続きまして、現在、市道鳩之浦深田線について寺島旧家前から深田地区に向かって工事を行っております。中身としましては、安全施設の工事としまして海側の車どめを約30メートル施工することとしております。この工事では寺島への眺めを極力阻害せず、また、安全に車が走行できるように配慮するということから、旧家の石垣と同じ材料の溶結凝灰岩のこの切り石を用いて、また夜間の反射機能があるポールを採用しようということで考えております。さらに、鳩之浦深田線の改良区間にある白色のガードレールにつきましては、道路改良工事にあわせて茶色のガードケーブルに付けかえる予定としていただいております。

白石純一委員

ぜひ、推進してください。でですね、そういう部分もありながら、観光客がその景観に満足されることを期待しますが、片や、例えばその観光客が大丸の飲食店街に食事に来られたとしましょう。もっとも飲食店が集積する、一般質問で私が取り上げた本年度下水道工事が行われた道路ですけれども、その縁石の上に原色ですね、かなり目立つポールが連続して取りつけておりました。私は一般質問で市長に対し、景観上違和感を感じられませんかという質問に対して、安全を配慮した上で特に問題ないというお答えだったと思っておりますけれども、確かに安全を重視することは悪いことではありませんが、果たしてそれで景観は無視してもいいのかという議論も同時に考えなければならないと思います。同じような縁石が大丸地区に多数設置されておりますが、そうすると全てに同じようなことをしなきゃいけないのかということにもなりかねません。もう1度、これに関して市長のお考えを教えてくださいませんか。

西平良将市長

御指摘の大丸都市下水路につきましては、工事の着手前に地域住民の方々を対象に、店舗事業者、こういった方々に地元説明会を毎年、工事のたびに開催をしております。平成27年度の説明会においてはですね、地域の方から縁石に車が乗り上げて危険であるといった意見が寄せられたところであります。事故防止ということと、視認性を高めるということ、そしてまた、その幅員を考えたときに車が通る幅と歩行者の幅がなかなか限られた状況ということから、縁石をつくったあとに車の幅が十分にとれないじゃないかということからポールを設置したというところでございます。一方ですね、寺島旧家の周辺地域における景観保全の取り組みにつきましては、行政、地域住民、専門家による意見交換をこちらのほうも行わせていただいております。旧家の整備や景観の保全につきましては、合意形成を現在のところ図らせていただいているということで、地域の一定の理解を得た上で事業を進めさせていただいております。もちろん景観形成には地元の理解が必要ということから、このプロジェクトの景観整備の先行事例を進めたいという思いがありますけれども、大丸都市下水路については、その利用の目的、いらっしゃる方々の安全性を十分に配慮する必要があるということから、そのような取り扱いをしているということでもあります。以上です。

白石純一委員

では、ほかの大丸地区の他の歩道にはつけないんでしょうか。

西平良将市長

この間、工事を進めてきたところ、信号からえびす代行の前を抜けて阿久根石油のほうに抜けていく、あの大きい道路等もでございます。そしてまた、阿久根タクシーの前から縦につながっている道路もございますけれども、そこについては十分な車の幅がとれているということから、今のところ縁石についてはポールを立てないという状況であります。ただ、縁石をつくった時点でそれまでなかったということから、住民の方々から大変危ないという要請があったため、点滅式の認識の夜間の反射材をつけたり、あるいは場所によっては病院の前ですけど、ポールのほうの設置をさせていただいたと、そういう状況でございます。

白石純一委員

車が、もちろんスピードを出しすぎないことがまずは大事だと思います。また、もちろん人がつまずく、私も実は最初つまずきました。これはこういうところに縁石があるという意識がなかったからですね。ただ、今では縁石があるということは十分認識しておりますので、それ以来、つまずくことはまづなくなりました。車のスピードを抑えるためにはさまざまな他の方法もございます。例えば、ハンプと言われるこぶをつくることによって減速を促す。あるいはスラローム、曲線を用いることによって減速を促す。あるいは植栽で少し飛び出した部分等をつくってクランクとか、あるいは狭くすることによってスピード減を促す。さまざまな方法がありますが、それらに比べてこの景観は、今回のポールの設置による安全対策という景観はまるで工事中のような形ですね、私ははっきりいって醜いなどさえ思います。実は、SNSをやっているんですけども、そちらで皆さんこの景観をどう思いますかと発信をしたところ、100人以上の方が同感の表示をしていただきました。私そのSNSで100人以上が反応してくれるというのは大変まれなケースでございます。その中で、特にひどいよねと、涙ものだねという方が25人ほどおられました。ほとんどの多くの方は女性の方でした。やはり女性こそそうした町並みとか、色合いだとか、そういうセンスがございます。観光客の行動も決定権は女性にあります。そういった女性に好まれない町づくりというのは私は決して進めるべきではないと思います。そのSNSで副市長とつながっておりますけれども、副市長はごらんいただく機会はあるのでしょうか。

春原善幸副市長

私もフェイスブックやっておりますけれども、白石議員のその投稿というのは、すみません、見ておりません。

白石純一委員

副市長はその通りの景観についてはどのような感想をお持ちでしょうか。

春原善幸副市長

白石議員の問題視といいますか、景観に配慮すべきだという考え方は一つの考え方ではあると思いますけれども、前提として安全を犠牲にしてまでやるべきかどうかというのは個々に判断は必要かなというふうに感じております。

白石純一委員

私が言ったのは安全を配慮するためにはもっとほかにやりようがあるんじゃないですかということです。そのために今の手法はあまりにも私は醜いやり方だと思います。今後の再考を、できれば私はやり直してほしいと思ってるぐらいです。

続きまして、10款6項4目、学校給食センターのakuneわくわくパラダイスデイ事業ですが、このパラダイスデイと、天国の日と。私は阿久根の食材をつかう日が天国の日じゃなくて当たり前にならなきゃいけない。ですから、阿久根、まるごとうまいね、食の日とかいうことで、直接子供たちにもよりわかりやすいような表現のほうがいいんじゃないかと所管課長に申しましたけれども、所管課長はこの事業で予算を申請して承認を得るわけだから、事業名は変えられないということでしたが、役所の中では別にそれでいいですよ。ただ、子供たちには別にそれを踏襲する義務はないんじゃないのでしょうか。いかがでしょうか。

西平良将市長

お答えいたします。学校給食akuneわくわくパラダイスデイ事業ということで、名前に対するこの事業のネーミングについてのお尋ねでございます。子供たちもわかりやすくということだと思いますと、普段、日常食べている給食、あるいは普通に食べているがゆえになかなかそのありがたみが薄れていくというようなこともあるんじゃないかと思っています。もちろん地域のものを口にするという機会が多くあるというのは一番望まれたことでありますので、そういった意味ではこの阿久根の食材を小さいころから、子供のころから食べさせてほしいという願いも込めて私としてもこの事業名でいいんじゃないかというふうに思ったところでもあります。もし、この事業名が子供たちにとって理解しづらいと、わくわくパラダイスデイはこういう事業なんだよって説明した上で、それでもわからないというようなことで

あれば、それについてはちょっと対応を考えたいなというふうに思っております。

白石純一委員

それではですね、私は事業自体としてはいいものだと思っておりますが、その機会に安心安全ということをお子たちにも考えてほしいということで、添加物等を極力除いた給食の実施、あるいはフードマイルの考え方ですね。地産地消で食物を動かさないことによって二酸化炭素の削減をはかれるんじゃないかといったような考え方も、お子たちに教えるのにはいい機会ではないかと思っておりますが、その点はいかがでしょう。

西平良将市長

本市の学校給食センターにおいてはですね、学校給食衛生管理基準に基づき調理業務を行っております。野菜や肉などの食材については、食品添加物が含まれた物を不使用ということで取り決めをしております。ただし、加工品あるいは調味料、こういったものについては製造過程で使用した食品添加物が含まれているという可能性もありますので、原料配合表によって品質や内容を確認して、有害で不必要な添加物が入った食品は使用しないように安心安全な食品の選定に今努めている状況であります。こういった中で、本事業においてはできるだけ阿久根産のものを活用して給食を提供することとしております。事業実施に当たっても給食の献立に必要な数量、品質、規格、こういったものを考えて、そのときの状況を踏まえて阿久根産の食材を利用した献立を栄養教諭と連携して調整をしていこうと考えております。また、市内には無添加の調味料など、こういったものも現在あるというふうに私もある程度聞いておりますけれども、価格面、そしてまた日ごろは使えないもの、こういったものもあると思うので、こういったものが活用できるかの研究も行いながら取り入れていこうと考えております。また、議員の御提案のフードマイルの考え方でもありますけれども、食料の輸送量に総距離を掛け合わせた指標であると認識をしておりますけれども、なるべく身近でとれたものを食べるといった地産地消の考え方でもありますので、この事業とも合致している概念でないかと思っております。またさらにですね、日ごろから給食センターの栄養教諭が学校を訪問して食事の指導を行っております。指導する学年にもよりますが、食の安定供給、安全性の確保、こういった観点から食料の輸入が地球環境に与える影響、こういったものを含めて児童・生徒が考える機会になればと考えておりますので、食育指導等通して伝えることは十分可能ではないかと考えます。

白石純一委員

よろしく申し上げます。付け加えて要望なんですけれども、パンについては外国産の小麦を使っているわけで、それをすぐに変えるというのは難しいかもしれませんが、例えば、この限られた日だけでもですね、他の隣市町とも協力して、例えば阿久根産の米を使った米粉のパンですね、こういったこともテスト的にはやってみる価値もあるんじゃないかと。もちろんコストの面はありますけれども、その辺の御検討も提案させていただきます。

続きまして、9款1項4目、災害対策費ですけれども、ちょうどですね、昨日、Jアラートのテストが行われましたが、その時間、私もこの議場におりましたが、私は少なくとも聞こえなかったんですね。それは音量の問題なんですか。いかがでしょうか。

西平良将市長

先ほどの米粉のパンについて、まずはお答えさせていただきたいと思っております。現在、小麦粉については学校給食会から納入させていただいているという状況でありますけれども、同じように問い合わせたところ米粉の納品も可能であると。ただ、阿久根産の米粉になるかというのは今後ちょっと検討しないといけません、米粉によるパンの製造も可能であると考えております。あと、供給単価ということで申し上げますと、小麦粉と比較して約24%程度高くなるというふうに聞いております。80グラムのパン1個当たりで小麦粉が42.39円、これに対して米粉では51.36円になるというようなことでございます。もう1回申し上げます。小麦粉ですと42.39円、こちらが米粉であると51.36円になるというようなことでございますので、それについては検討していこうと思っております。ちなみに平

成29年度において出水地区で米粉のパンを実施しているというところはないということで報告を受けているところでございます。よろしいでしょうか。

山下総務課長

白石議員にお答えいたします。昨日、Jアラートの試験を実施をいたしました。市内においては特段不ぐあい等の報告はございませんでしたが、庁舎においてはこの庁舎の拡声子局からJアラートの音量が出る関係で、この議場の上にありますので、位置的な関係である意味聞きづらかった部分があったのかもしれないと思っているところでございます。

白石純一委員

市内で不ぐあい報告はなかったということですが、不ぐあい報告が聞こえなかったら不ぐあいかどうか分からないわけですよ。前回、一般質問でも確実に屋外のスピーカーのところには届いているということは確認できるということでしたけれども、果たしてそこから、ちゃんとスピーカーから流れているか。そしてその方向によってもですね、市内を網羅しているのか、あるいは無線をもっていない家もあるわけですから、その家の中まで聞こえるほどの大きさなのか、そういった検証はされていないのでしょうか。

山下総務課長

個別の家庭における聞き取りの有無については調査を行っておりません。ただ、訓練の実施当たっては事前に告知をいたしております。特に各集落の区長さん方からは障がい等があった場合の報告もお願いするような手続にしているところでございます。

白石純一委員

聞こえなかったらそれが不ぐあいかどうか分からないんじゃないかと言ってるんですけどもいかがですか。

山下総務課長

実際に聞こえたかどうかはその場所にいなければ現実的にはわからないと思っております。ただ、私どもは1日に3回メロディーチャイムの時報の吹鳴も行っております。その場合に異常があった際には親局で監視できるようにすることはできるようにしております。このような異常がない限り、私どもは音声は市内に問題なく流れたものと、このように考えているところでございます。

白石純一委員

無線が届いたけれども、そのスピーカーから、そのスピーカーが壊れていけば流れないということはないんですか。

山下総務課長

屋外拡声子局の障害状況については、親局で観測することができる仕組みになっております。そのようなトラブルはこの間観測しておりません、

白石純一委員

スピーカーから確実に流れたかどうかというのも確認できるということですか。

山下総務課長

実際に流れたかどうかはその場で聞いていただくよりほかないのかなと思っております。システムの構成上不ぐあいがなければ流れたと、このように理解をしているところでございます。

白石純一委員

流れたと理解していることと、流れたとは違うでしょう。流れたかどうかは確認できていないということですよ。

山下総務課長

実際にその場に複数人配置をして流れる確認をとれば、それは流れたかどうかの確認はできると思います。今回の試験においてはそのような確認はいたしておりません。

白石純一委員

ですから、しっかりすべてのスピーカーが機能しているように確認もしていただきたいと

ということでございます。それらを鑑みて、音量が今回ここにいて聞こえなかったということは、今回、新年度に導入しようとする機械がその辺りも解決するのかをしっかりと検討していただきたいと思います。そして、次の債務負担行為におけるものですが、新年度の予算が2億4,400万ですか。債務負担行為におけるまた3億1,500万ですけど、これはどういう違いでしょうか。

山下総務課長

この事業につきましては、平成30年度から32年度の3カ年にわたって行う事業でございます。30年度の事業については30年度の予算の中に予算額を計上し、31年度と32年度は当該年度においても予算措置が必要になりますので、債務負担行為として設定することによって30年度に契約が可能になる、こういうものでございます。

白石純一委員

2億4,400万の説明のときに、これは市から各区長ですか、あるいは公民館のところまで伝達させるシステムだということでしたけれども、この債務負担行為も同じものを3年かけてやるということですか。

山下総務課長

年次ごとの計画について若干御説明申し上げますが、平成30年度には操作卓や中継局の一部、それから屋外拡声子局の一部を整備する予定でございます。また、平成31年度には一部の拡声子局などを整備する予定にしております。また、32年度につきましても残りの屋外拡声子局を整備する予定でございます。このように3カ年にわたって年次的に整備を進めていこうとするものでございます。

白石純一委員

それでは各戸、家庭に区長からですね、無線で連絡があるその各区のシステムというのはこれとはまた別のことですか。

山下総務課長

各集落の公民館までとは接続を行います、その工事もこの中に入っているものでございます。

牟田学委員長

いいですか。

白石純一委員

よくわかりませんが、また引き続き注視させていただきます。ありがとうございます。

牟田学委員長

よろしいですね。

次に、10款1項2目に関して学校規模適正化に係る協議会等について、7款1項3目に関して寺島旧家補修工事について、順次、渡辺委員の質疑をお願いします。

渡辺久治委員

まず、105ページの8節の報償費になります。きのうの当初の審査のほうでちょっと聞いたんですけども、まずちょっと教えてください。2月に学校規模適正化協議会を立ち上げたということで、1回何か委員会をしたということですが、そのときのメンバーと、どのような方がメンバーかということと、そのときにどのような話し合いがなされたかということをお教えてください。

原田正美教育長

渡辺議員にお答えいたします。学校規模適正化協議会は学校の規模の適正化を図り、教育効果の向上と経営の合理化を期するため、1つには学校規模の適正化及び学校統廃合に関する調査研究、2つ目に学校統廃合計画の検討、3つ目に学校統廃合の実施に必要な事項について研究するという事としております。その委員は学識経験者や教育委員、市職員、教育委員会が必要と認める者から23人以内で組織し、教育委員会が委嘱することとしておりま

す。現在の委員は学識経験者として校長経験者の2名、教育委員会が必要と認める者として市PTA連絡協議会長や主任児童委員等の4名、教育委員の4名、市職員として副市長、福祉課長の2名とし、12名で組織しているところでございます。本年度は2月23日に第1回目を開催し、協議会の目的等を確認し、市内の小中学校の現状について説明を行い、意見交換を行いました。今後、本協議会では学校統廃合の方針案も協議していただくこととなりますが、協議会だけで議論を進めるのではなく、各校区の保護者や地域との協議を踏まえながら、その協議内容を本協議会の協議に反映していくということが重要だと考えております。このため、本年度の協議会は年3回程度の開催と予定しているところでございます。また、学校統廃合等の問題点やその解決方法、統廃合の進め方などは先進的な取り組みをしている、あるいは既に統廃合を実施した自治体に赴き情報を得ることは大変有意義なことであると思っております。来年度予算において、先進地視察の経費は計上しておりませんが、本協議会の協議次第では旅費を必要としない県内の先進地などの視察を検討するほか、場合によっては補正等での対応を考えてまいりたいと考えております。以上でございます。

渡辺久治委員

昨年の12月議会の私の一般質問です。質問させていただいて、早急に学校規模適正化協議会を立ち上げると。必要によってはというか、先進地を見ることが大事だという市長の答弁もあったんですね、そのとき。今回の当初予算を見るとですね、この予算には7万8千円しか上がっていないんですね。これはそんときの審査のほうでこれはどうなっているんですかとお聞きしたところ、今のところはその委員会だけだということだったんですけれども、今の教育長の話では話の持つていきようによっては先進地も補正で含むということであるんですけれども、こういうことはですね、やっぱりスタートダッシュが大事です。やはりまず先進地視察をやることは私は大事だと思うんですけれども、いかがでしょうか。それをまずやった上でどんなことが適当かを意見を出すということが必要になってくると思います。それは次年度というか、当初でやらんとまた先、また先となってしまうがちなと思うんですけれども、どちらか意見を、市長でも、教育長でもお願いします。

原田正美教育長

予算は学校規模適正化協議会委員の出席謝金として3回分を予定しているということでございます。学校統廃合につきましては過去の経緯を踏まえ、校区の保護者や地域の方々との協議を行いながら検討していくことが必要であるというふうに考えております。このため、来年度はできるだけ校区の保護者や地域の方々との意見交換の場を設定しまして、その意見聴取に重点を置きたいと考えております。したがって、その内容を協議会に報告し、協議を進めていただきたいと考えておりますので、本年度の協議会の開催数を3回程度としております。また、平成31年度には開催回数をふやしまして、方針案の取りまとめを行っていききたいと考えております。以上です。

渡辺久治委員

今言われた地域の方々、地域のPTAを経験された方とか、地域の年配の方でも地域を大事だと思っている方々が、まずその先進地を見て学ぶことが一番大事だと思うんですね。それせんとまず火がつかないと思います。それをぜひしていただきたいと思うんですけれども。私はこの前委員会で多久市をですね、そこでイニシアチブをとったのは教育長だったということだったんですけれども、こういうことは誰かがイニシアチブをとってやらんと先に進まんと思うんですけれども、その辺はどうですか、いかがでしょうか。

西平良将市長

この学校規模適正化についてはですね、喫緊の課題であると認識をしているところでございます。もちろんこれまでの阿久根市における議論の状況を把握しますと、やはり地域の方々の合意形成というのも一番大事じゃないかという状況であったのが、10年前の状況だと考えております。ただ現在、子供の数が急速に減る中で地域の合意形成だけということにはやはりならないだろうと。ある一定程度の方向性を持って積極的に進めていくということ

が大事だろうと思っております。また、そこは教育委員会主体でいくのか、市長主体でいくのか、それについては今後検討を進めながら子供たちの学業の環境の整備に資するような取り組みにしていきたいと考えているところであります。

渡辺久治委員

今、市長が言われるとおりになんですけれども、この協議会の盛り上がりようによってはすぐ補正を組んででもですね、立ち上げていってもらいたいと、世論を喚起していってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。この件はこれで終わります。

続きまして91ページ、ことしは明治維新150年になります。もう既に3カ月が過ぎました。ことしの正月の英雄たちの選択という特別番組がありました。皆さん見られたでしょうか。2時間番組です。その中で薩摩藩のことが中心なんですけれども、寺島宗則は約30分ありました。かなりあれを見られた方は、これほどの人物だったかと認識を新たにされたことと思います。私もあれはびっくりして、これはここまでやるかというぐらいにうれしくなったんですけれども、全国でああいうのを見られた方もいらっしゃると思いますから、ことしは150周年ですからせごどんも始まっております。見に来る方がいらっしゃると思うんですね、旧家を。であれば、旧家の補修は今度始まるんですけれども、まず案内看板は必要だと思うんですけれども、市長、いかがでしょうか。

西平良将市長

寺島旧家の工事請負費についてのお尋ねということでもありますけれども、現在、グランドデザインの作成をしております、今月中に完成予定ということでもあります。平成30年度につきましては老朽化が進んでおりますこの旧家の補修工事に着手することとしておりますけれども、工事中の期間ではございますが、明治維新150周年とうこともあって、ガイドツアーによつての寺島宗則については普及啓発を行うということとともに、寺島宗則旧家の保存活用プロジェクトについて広く周知し、企業版ふるさと納税をお願いしたいと考えているところでございます。説明版についてのお尋ねだと思いますけれども、景観に配慮すべきと考えますことから、リーフレットの配布であったり、ホームページなどの電子媒体を活用した説明を予定しているということでございます。以上です。

渡辺久治委員

私は去年の9月の議会におきまして、ことし1年、2年はあれが終わらんわけですから、応急の看板でもつけてですね、今どういう状態かを、今度どんなのができるかと見てもらうのが大事じゃないかということを申し上げて、それはそれで検討するということを確認言われた私は記憶しているんですけれども。実際、今3月末でですね、グランドデザインと言いますか、それができ上がりますよね。こういうものができ上がるんだというその予告編はとっても大事だと思うんですけれども、それをですね、でき上がることし、来年の間には何も見るものがないわけですね。その間はこういうものができますよという、1年半から2年ぐらいもつ看板でいいですよ。コンパネでちょっとつくったような小さな看板でもいいと思いますけれども、そういう応急な看板をつくっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

西平良将市長

訪れる方への説明ができないことから看板を取りつけるべきではないかという旨でのお話でございます。議員がおっしゃるように、この記念館の完成については今のところ平成31年度末を予定をしているというところであります。当面の間、周辺整備を含めて工事中となるということから、現地の状況もどんどん変化するのではないかということが容易に予測されることであります。なお、グランドデザインにつきましては世界遺産であります尚古集成館などの展示を手がけているデザイナーにもお願いをしているということがありますので、かなりセンスのいい、かっこいいものが仕上がるのではないかというふうに思っております。そういったものをですね、例えば、仮説の2年程度で壊れてしまうようなものにつけてしまうのは、これまたいかがなものかというふうに思いますので、この件については今のところ

考えてないということでございます。しかし、それよりもやはり大事なものは、議員が最初におっしゃったとおり寺島宗則がどれだけ大きな偉大な活躍をして、そしてその功績はどういったものか、このことをどんどんこの間に広く周知していくことが大事だというふうに思いますので、そういったところに力を向けて考えていきたいというふうに思っております。

渡辺久治委員

でも、この2年間は何もなくてことになりますよね、そうしたら、実際あそこに。そうした場合に、この1年はほんとにいろんな方が見えられると思いますよ。そうした場合に、何か工事中だと、どんなものができるかもわからないということであれば、これはどんなものでしょうか。やはり、そこにはこういうものができますよというものがわかったものがないと、また、次のとしまにまた来ようとか、これができ上がったまたこうようじゃないかというその予告編が大事になってくると思いますが、どうしてもそれが必要になってくると私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

西平良将市長

繰り返しの答弁になりますけれども、そういったことがあるところからガイドツアー等を通じてリーフレットの配布、あるいはホームページ等での周知を図っていきたいと考えているところでございます。

渡辺久治委員

リーフレットとか、それはそこでいつ誰が来るかもわかんないわけですよ。今でもぽつぽつと来るわけですよ。ですから、ホームページとかそういうのではわかって、これは今何もやってないんじゃないかなという、特に150年のやってないんじゃないかという、そういうがっかりして帰られる方がいるんじゃないかと、その辺を私は危惧するんですけれども、いかがでしょうか。

西平良将市長

この工事が進んでいるというような状況については、現場への案内看板等もできますし、そういったことで御理解いただけるのではないかと考えているところでございます。

渡辺久治委員

聞くところによりますと、すばらしいグランドデザインができつつありますので、ぜひその一片なりともわかるようなものがちらっとでもあれば本当にありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

牟田学委員長

よろしいですか。

次に、6款2項2目に関していから阿久根について、竹原恵美委員の質疑をお願いします。

竹原恵美委員

先ほどいから阿久根に行かせていただきました。そこで私なりに感じたものというのは、今まで各課、2つの課が繰り返し説明をと、改善をとお願いしてきたことがなされていない、なされないという雰囲気も私も感じたところです。随分苦勞があつてのことだろうと思います。このままで体制は変わらないであろうと感じられました。猟師あつての、とりにいかれる方あつての猟友会やいからに変わらないと、市として長くお付き合いするのは、信用するのは至らないのではないかと感じたところです。活動費の水増し、解体処理の水増しがあるというふうに言われておりますけれども、そうすると阿久根市は複数の補助金を持っております。水産林務で5種類、農政課で4種類、実際は1つが動いているようなんですけれども、これから調査を行われるということですが、深い調査を行っていくという方向にあるのでしょうか。

西平良将市長

いから阿久根の対応についてのお話ということでございます。議員からお話があったとおり、この間、市のほうからさまざまな要請を行ってまいりました。特に補助金等の使途に

についてはですね、十分会員に説明を行うようにということで要請をしてきたところでございます。しかし、なかなかなされなかったということもあまして、2月22日に厳正な措置をとる場合があるという旨での指導を行ったところでございます。その対応としまして、3月17日から、平成25年度から平成28年度に実施しました19節負担金補助及び交付金のイノシカ肉流通対策事業、有害鳥獣捕獲活動事業、そして8節報償費の有害鳥獣捕獲謝金、こういったものを会員への聞き取り調査を含めて厳正な確認、調査を行って、不正が確認された場合については補助金の返納を求めていくということでございます。今後においては適正な事業実施を通じて、有害鳥獣による農産物の被害防止を図っていきたいというのが今回の趣旨でございますので、このことに準じて取り組みを進めてまいりたいと思っております。

竹原恵美委員

ちょっともやっとした言い方しましたけど、深い調査というのが解体数の水増しがあった場合には、解体数があると領収書もつけて請求書を出すんですが、馬見塚商店さんで引きとっていただいて、処理分が出てくる。水増しがあったということはボリュームにも不自然さが出て当然なわけですけれども、正直水増しが複数あるということはほかに派生をする、または不正の書類をつくるということの可能性までも疑わなければならないのではないかと、市民の方からの信用は失っていると感じております。そういう意味で、今はその水増し、解体に水増しがあると、調査の内容を言われましたけれども、そこから超えていただいた書類、請求書にかかわる処理、領収書についても確認を市としてはとって、不正な税の支給をしないことまで市は保証すべきではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

西平良将市長

具体的な報告書が毎年出ておりますけれども、まずはこの報告書の確認をしっかりしたいと思っております。中でも疑われるもの、例えば個体が似ているであったりとか、あるいはこれはほんとにどうなのかというものについては、その画像本体をしっかりと取り寄せて、紙媒体ではなくて、紙媒体というのが報告書の小さな写真しか報告書の中についておりませんので、まずその中で疑わしいものを集めて、大きな画像のほうでしっかりと確認をしたいというふうに思っております。また、ほかの謝金等についてもですね、このことについてはきちっと精査できるところは精査していきたいと考えております。あとは水産林務課長から補足して答弁をさせます。

山平水産林務課長

ただいま市長のほうから答弁がありました。有害鳥獣の確認ということで、ただいまのに加えまして、例えば、とめ刺しをします。その刺し傷の位置がどこにあるのかということも含めまして、そのほかにもいろんな項目がありますが、それらを調査した上でしっかりと全体を調査をしていきたいと思っております。

竹原恵美委員

捕獲頭数にかかわることだと思います。捕獲頭数もですし、先ほどの納入引き取り、残渣引き取り、馬見塚商店さん、北野動物病院さん、複数の納入業者などの領収証をつけておりますが、書類さえそろえば市はぼんと出す、ここに信用の上に成り立っていたものですが、その信用が崩れたものですから調べる必要があると私は思います。ぜひ領収証なども含めて適正に実行をお願いしたいと思っております。2年前ほど前からでしょうか、いかくらの運営については協会の会員の方も含めて、市民からの相談、議会での一般質問受けてもそれまでとまったく同じ阿久根市は対応してきたということに対しては、責任があると感じるんですが、市長はどうお考えでしょうか。

西平良将市長

この間ですね、いかくらのほうから出てくるさまざまな決算書であったりとか、報告書、もちろんこういったものは確認をしてきておりましたが、おっしゃるとおり信頼関係のもとに精査をしてきたということ、これはもう事実でございます。ただ、そこにあっては協会員の方々にとっても事務手続き上非常に煩雑になるものもありますので、その部分を市がのっ

てやったというところも多少ございます。ただ、決算書を4、5年分、私もちょっと見させていただいて、これはどうかというところは各課を通じて指摘もしてきたところでございます。ただ、それについてのやはり具体的な説明が会員に対してなされていないと。会員のほうからもそういった説明を求める声があったんですけれども、そこはなされなかったということは非常に残念でありますし、こういったことがなされないということであれば、ある程度市としてもですね、対応を考えながら、具体的に今どういう対応をしていくかということはこの場で申し上げられませんけれども、調査の過程で出てくるさまざまな課題を洗いなおした上で、今後の補助金の交付のあり方については検討していきたいと考えているところでございます。

竹原恵美委員

私も会員の方から謝金自体が支払われていないんだという相談も前にも受けておりました。その前にいかくらがプールしていた、そして協会の活動費に使っていたとおっしゃるところです。2月22日に書面で指導をしていらっしゃるんですが、その3番目なんです、指導、命令を行い、具体的な措置を求めること。これから対応がなされない場合は考えているというふうに書いてありますが、これはどういう資料。相手も団体ですし、会員がいて団体ですけども、阿久根市としては対応がなされない場合はどんな指導を考えているということになりますか。

西平良将市長

もちろんこの会のこれまでの透明性の確保がなされてなかったものでありますから、こういった指導を行ったところでもありますけれども、この具体的な厳正な措置ということに鑑みますと、場合によっては補助金を執行しないということも考えられるということで書いたところでございます。以上です。

竹原恵美委員

私は平成28年3月の定例会で補助金について一般質問でお尋ねをいたしました。そのときに市長の説明では、補助金を他の用途に使用することはできないなどに留意する必要があります。他の用途に使用した場合や補助金の交付の条件に違反した場合は補助金を返還しなければならない場合があること。補助金で取得した財産については処分に制限があるという点に気を付けなければならない。そして補助金への過度の依存は自主性が失われてしまうなど、弊害もあることから注意しなければならない点であるとおっしゃっているのですが、今回、いかくら、毎年支払規模が大きくなっていったのですが、それが活動費に使われている。プールして活動に使われている。この状態というのは、いかくらは正常に自主的な運営が現在なされていない、現在できない状態にあると見るべきなんではないでしょうか。市長の考えはいかがですか。

西平良将市長

お答えいたします。まずは市のほうから補助金の交付はさせていただきます。そして、これをこれまでやはり問題だったのは、いろいろとこれまで御指摘があるとおり、直接会員のほうにお支払いすればそれはよかったのだろうというふうに思うんですけれども、まずはいかくらのほうにこれまでお支払いしてきたということでございます。当然ながらいかくらのほうが社団法人として借入れを行いながら運営をするということから、一部は当然その運営費に回るだろうということは十分予測しましたが、ただ、これについてはですね、会員への説明というのはなされてなかった。そして、幾ら運営費に回していたのかという説明はされてなかったということが、今回の問題への発展であると私は考えております。そういったことから適正な補助金のあり方ということについて、この1年間庁内でも検討してきたところでございます。具体的には流通にかかわる補助金については今後減額をしていこうということで庁内で検討を進めてきておりましたし、過度の補助金による運営というものはいかばかりかと思うところでもございましたので、そういったところも含めて適切な補助の交付について考えてまいりました。また、今般なされた合意の中で、直接会員のところに払う分につい

てはしっかりお支払いしようというところでの合意がとれたということでございますので、そういった改善点がある分については、市としてもそういう取り扱いをしながら会員の皆様方が有害鳥獣の捕獲に邁進していただけるような環境づくりに努めていきたいと考えているところであります。

竹原恵美委員

わかりました。運営についても少し最初の目的と会長など、しっかり自分たちでしたいから補助金で建てなかったんだと。その辺から少しずれてはいないかというところも気になるところです。説明責任がなかった、説明がなされなかったことも大事なポイントですが、市としては水増しに対してそのまま支払ってしまった。支給をしてしまっているということも重く見ていただきたいと思います。市民の方から、猟師の方からですけれども、議員が告発してほしいと私言われました。不正はこの1年だけのはずはないであろうと。税金を抑えて不正に受給されているのであれば何年も振り返って返していただきたい。不正にかかわった人がいる協会と市はつき合うなどということもいただいております。これから調査をきちっとされるということなんですけれども、調査をされた後はどの書面に対しても、活動に対しても阿久根市がきちんと正しい行動がある、正しい支給、正しい請求書に対して支給がしてあるという証明をするようなものですので、ぜひ以後、質問があったりされたときにはこの部分は疑いがなかったので調査しておりませんというのがないようにぜひお願いします。以上です。

牟田学委員長

よろしいですか。

続けて質疑を行いたいと思いますが、よろしいですか。

[発言する者あり]

この際、暫時休憩します。

(休憩 16:01~16:09)

牟田学委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、歳入の14款2項5目に関して鳥獣被害対策実践事業費について、10款6項3目に関してB&G温水プール木質バイオマス導入事業について及び給与費明細書に関して職員の定員管理について、順次、竹原信一委員の質疑をお願いします。

竹原信一委員

いかくらの件ですけれども、新聞で前回の私の一般質問に対して市長の今の体制では適正な運営は難しいのではないかと認識を示したという記事になっておりました。この事業の重要性を協会長がほんとうに認識し、今回の問題について真摯に受けとめているならばですよ、もう直ちに市長のところに来て私の責任です、責任をとって辞任します、どうか事業の継続をお願いしますと、迷惑をおかけしましたと言いに来るのが筋なんですけれども、そういったことは今だに起こっていないんでしょうか。

西平良将市長

個別にあちらのほうからいらっしゃってそのような申し出があったということは今のところございません。

竹原信一委員

わかりました。では、次の質問にいきます。2番目、バイオマス導入事業について。これね、8,700万円もかけて年間2万円ほどの燃料節約になる。実際はならないんですよ。重油システムも使わなければさびてしまうからこれもだめになっていく。両方併用して動かさざるを得ない状態になってくる。8,700万円は阿久根市ではなくて市外に出ていきますね。まったくエネルギー的にも二酸化炭素削減的にもマイナスもいいところなんですけれど

も、しかもですよ、この事業というのは効率のいい重油をある程度併用しながら、木を燃や
す。公正さを欠くんじゃないか。つまり、この事業というのは から材料を入れるこ
とを前提につくってるんじゃないかというのは世間の、

牟田学委員長

竹原委員、竹原委員、名前はいけませんよ。

竹原信一委員

なんでよ。この件について西平市長はどのように、木材の、材木ですね、燃やすための。
これの採用についてはどこからでも持ってきたものを買入れるという計画でやってるん
でしようか。

西平良将市長

今回のこの温水プールのバイオマス導入事業につきましては、木質バイオマス事業を行う
ことで、最大の意義については経済の地域内循環ということを目的にしております。また、
若干の雇用もふえるということから今回の導入を考えたものでございます。お尋ねの木質バ
イオマスの木質、いわゆる薪であったり、あるいはチップやこういったことも考えられると
思いますけれども、そういったものの取り込みについては、現在市内で生産されているもの
を中心に考えるべきじゃないかと思っております。今、市の中ではですね、いろんな取り組
みを進めておまして、間伐を進めながら豊かな森を残そうという取り組みもございませ
す。その際出た間伐等を使うというのも一つの手でありますし、これから先豊かな山を守って
いこうということが次の世代につながる資源の保全にもつながりますので、そういった観点
から地域の木材を使っていくということは大事であるというふうに考えております。

竹原信一委員

するとですね、例えば、製材所の端材とかじゃなくて、間伐したものを材料にすると、燃
料にするということでございますか。

西平良将市長

当然、製材所が出るような端材も使っていきますし、間伐で出てくるものも使われると思
っております。必要な木材については確保の方法さまざまございませぬので、そういったこと
についても今後協議しながら進めていくべきだと考えております。

竹原信一委員

私、先ほど事業者の名前を申し上げましたけれども、買入れ方なんですね、問題は。そ
れについてはどのように、公正さを担保するという必要があるかと思っておりますけれども、そ
こについてはどのように考えてますか。

西平良将市長

市内には複数の製材所がございませぬ。そういったところを活用するというのは一つであり
ますし、またそれ以外にも森林組合等通じて木材にかかわる業者等ございませぬので、幅広く
声をかけながら活用できるものについては活用していくと考えております。

竹原信一委員

私が申し上げているのは公正さの担保ということでありませぬ。私が、先ほどのいかに
の件もありましたけれども、あまりにも偏った市長の人間関係から出てくるような事業者から
材料を入れるということがあれば疑われるわけですよ。ですから、公正さを担保するにはど
うするつもりなんですかということなんですよ。あの材料を買入れるときですよ。現場の
職員が任意で決めるようなシステムだったらなんとでもなってしまうわけですね。どうやる
んですか。

西平良将市長

この提供できる木材を出せる業者というのがある程度限られております。森林組合のほう
であったり、自伐業者であったり、そしてまた製材所であったりいたしますので、こういった
方々と協議をしながら進めていくことが大事だというふうに思っております。そこに公平性
はある程度担保できるものと考えております。

竹原信一委員

今の答弁では全然信用ができません。じゃあ次にいきます。

給与明細、阿久根市はですね、計画として、資料としてはこの3年間で約1,357名、2017年から20年の間にマイナス1,357名、年間およそ250人、人口が減ることを想定しています。阿久根市は職員をずっと最近のところふやしてきておって、今回も10人退職して13人採用するという感じになるようですけども、市民の数と職員の数、市民は減る職員の給料を支える市民は減っていくわけですよ。そういったことをちゃんと考えておかないと、住民の暮らしといいましようか厳しくなっていくわけですね。そして、この3人ふえることについてですね、どういう配置の必要から3人ふやすということになってるんでしょうか。最初、何かが必要だからふやす時には限定的に考えなきゃいけないですよ。生涯学習課の課長は何人でも多いほうがいいから希望します。そういう答弁でしたよ。そんなことでは市長はいかんわけですよ。最小限のところ考えなきゃいかん。しかし、3人ふやす、どこが必要だから3人ふやすようなことを、どこに配置を想定したんでしょうか。予算をつくる段階ではどういうことなんでしょうか。

西平市長

人口が減っていくというのはこれはなかなか厳しいもので、その現実から目を背けないものと思っております。ただ、人口が減ることで業務というものが実際にその数に比例して減るかというとなかなかそうにもならない現状でございます。当然ながら、扱う件数については減ということになっていきますけども、それ以外にこの間、取り組んできた事業等がございます。例えば、今般進めております再生可能エネルギーの推進事業であったり、国際交流の事業、そしてまた旧国民施設の施設であったり、旧阿久根高校の活用に対する事業。あるいは市民の方々の健康づくり、栄養指導等含めた対応これに関するもの、あるいは寺島のプロジェクトそして国体の対応、国体はもちろん終わった段階である一定程度の事業を終了ということになりますけれども、それ以外にも総務省の派遣、こうったものと考えていくところでございます。そういった中で人員の配置等を全体的に見ながら、今その配置について考えているというところでございます。

竹原信一委員

まさにそこなんです。大事なものは、ずっと精査して行ってここはふやさなくてもいいな、臨時職員でも何とか対応できそうだな、ここは入れていかないといけないなというのは当然検討しますよね。そこの話なんです。ですから最初あなたがおっしゃったこのバイオマス事業、そのためには正規職員をふやすことを考えたんですね。ここには正規職員をふやす必要があるという考え方もあるわけですね。

西平市長

考え方として、具体的にどの課、どの係に増員するということはここで申し上げることはいたしませんけれども、現在市が抱えている、これから取り組んでいこうとする、そしてまた市としても必要となる事業ということで、説明申し上げたところでございます。

竹原信一委員

ここで申し上げてもらわなきゃいけないんですよ。質問は、人員をふやすことについてですね、ここが正規職員を入れる必要があるのかどうかということを検討して、必要性を感じてるのかという話で、そうすると市民交流センターにも人間を何人ほど入れなきゃいけないかと、そういう考え方から3人のプラスなんですかという質問なんですから、それには答えないと。

西平市長

特段この場で答える必要はないと私は思っております。以上です。

竹原信一委員

答える必要はない。どういう意味ですか、あなた。どういうつもりなのそれ。

西平市長

現在、人事配置について、庁内のほうで検討行ってる状況でございます。そこを踏まえて今、答えることはないということで申し上げているところであります。

竹原信一委員

今の話はですよ、市長の今の発言は、先ほど、以前、きょう総務課長が話してた内容なんですね。私が申し上げているのは、予算を、予算書を出す、そのときに人数想定するでしょう。そしたら、どこに何人ぐらい必要だねというのは考えて出すんじゃないの、普通ならそうしますよ。綿密に調査して、ここは臨時でできるかな、調査しますよ。そんなことをしていないという表現に聞こえるんですね。例えば今、人事配置の云々というのは結果の話ですよ。それよりも最初の段階でふやすということを検討してるのであれば、ここは減らす、ここはふやす、その話をしてるわけですよ。それを言う必要がないと言うのは、あなたはこの予算書に対する責任がないというのと一緒ですからね。

牟田学委員長

今、協議をしている段階ですから。

竹原信一委員

だからその話、言ってるんじゃないそれ、予算書出してるんだから、それに対しての質問だから。

西平市長

当然ながらですね、予算を出すにあたっては職員の配置ということで、各課に対して人員何名ということで、記載をさせていただいております。しかし、冒頭出したところと若干この間で協議をする中で変わってくるところも正直でございます。急に予定してないような問題が発生するということもございますので、そういったことを踏まえた上で、あくまでも目安としてそこにはそういう人員の数を出しておりますけれども、先ほども申し上げました具体的な事業等考えた上で、ここにはこれぐらいの人員配置が必要でないかということで、職員の配置の数としてはお出しさせていただいてるところでございます。以上です。

竹原信一委員

今答えましたよ、特定の事業のここに何人必要じゃないかということを考えて上でと言いましたよ。その話を私はさっきから質問しとるわけじゃないですか。どこにそこに、交流センターに何人ぐらい想定しました。バイオマス事業は何人ぐらい一応考えてみましたとその話を聞いてるんじゃないんですか。それを答えなさいよということなんですよ。考えたと言ったじゃないですか。

牟田学委員長

それを今、協議をしている段階でしょ。

竹原信一委員

だから、それを何人想定したのかということ聞いてるわけですから、何で答えられないの。それにさ、答える必要がないのなんのってというのは本当ね、なめてんのか、おまえ。

[発言する者あり]

牟田学委員長

いいですか。

竹原信一委員

よくないよ。ちゃんと答えろ。

[発言する者多数あり]

牟田学委員長

竹原委員、新規事業については、今人員は検討中だということですので、

竹原信一委員

予算書の話じゃん、予算書でどんだけ想定したのか。

[発言する者あり]

牟田学委員長

ちょっと待ってください。

山下総務課長

竹原委員にお答えいたします。職員数につきましては、予算の中でも3名の増でございます。これは予算編成時に3名の増を見込んでいたものでございます。この背景といたしましては、先ほど市長からお答え申し上げましたように、各種のプロジェクト等への対応が必要であるということで3名の増員等を見込んでおります。具体的な配置につきましては、現在作業を進めているところでございますので、お答えできる状況にはないと、こういうことでございます。

竹原信一委員

数を出すためのデータの集積、そして分析、それをしたはずなんですよ。それをしないで3人という数字を出しましたって言うのと一緒ですからね、今のあなたの答えは。その程度しかできないと言うんだったらしょうがない、わかります。

牟田学委員長

以上で議案第23号から議案第29号までの質疑をすべて集結いたします。

(執行部退室)

[発言する者あり]

牟田学委員長

静かにお願いします。

それではこれから採決に移りますが、議案ごとに討議、討論、採決の順番に進みます。

なお、各議案に関しての賛成、反対の表明については、討論の中で行い、討論も簡潔明瞭にお願いいたします。

○議案第23号 平成30年度阿久根市一般会計予算

牟田学委員長

これより議案第23号を議題とし、討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければこれにて討議を終結いたします。

続いて討論に入ります。

竹原信一委員

全体的にですね、今の最後の定員配置についても、人口は減っていくのに職員はふやす、その根拠もいい加減と。一人採用すれば3億円かかるというのを分かっているはずですね、こんないい加減なことはできないはずなんですよ。それから、いかに阿久根についてもですね、不正が行われた、市民もみんな知ってる、こんな状況で当の責任者が身の振り方を言っていない。完全になめられてるわけですね。ほかの事業についてこんな調子ではどんな事業も適正に執行するのは難しいです。それから、バイオマスの件、国のお金だからといってこんないい加減な使い方をするようではほんとに阿久根市の資質が金もらえさえすればいいのかと、こんな態度の阿久根市なのかと、必ず言われると思います。あまりにも情けない、ほかにもたくさんありますけども、阿久根市の今後のこの一般会計予算、プライマリーバランスもマイナスが続いてきております。もっと悪くなっていきます。これを復活するだけの力はないです。この一般会計予算について反対します。

牟田学委員長

次に中面委員、賛成ですか反対ですか。

中面幸人委員

賛成です。議案第23号、平成30年度、阿久根市一般会計補正予算のうち、6款1項3目19節、鳥獣被害防止協議会予算945万8千円及び6款2項2目19節、イノシカ肉流

通対策事業2,370万円ほか、鳥獣被害防止関連の事業、予算全てにおいて意見を付して賛成の立場で討論を行います。昨今、有害鳥獣捕獲事業の補助等の不適切な使途をめぐってマスコミ等の報道により市民が不信や不安を抱いております。その大きな原因は捕獲協会の会員への事業内容等の説明がなされていないことであると思います。これらの補助事業の一番の目的は今まで非常に有害鳥獣により農林水産物の被害が多かった阿久根市で、捕獲協会の活動意欲を高め、捕獲頭数をふやし、農林産物の被害を軽減し、農家を守るものであります。平成25年度からこれまで5年間、行政、捕獲協会、そして協会員の努力によって有害鳥獣の捕獲及び処理までの体制づくりがしっかりと確立でき、その成果が確実に出てきております。そして、副産物のジビエ肉の利用拡大に向け、農林水産省が当阿久根地区をモデル地区にも最近指定しました。今後、販路開拓など当市の特産品として、産業振興に期待するところでもあります。所管は協会に対し、しっかりと行政指導を行い、不適切な部分については確実に是正をし、これらの事業が遅滞することなく継続、さらに拡充につなげ、農家の負託に応えていただきたいと思います。そこで市が捕獲協会に対して速やかに調査を行い、結果を判断したのちに予算執行するという条件を付して、鳥獣被害防止関連の事業予算を含め、議案第23号、平成30年度阿久根市一般会計予算に賛成いたします。委員の方もよく考えてください。

牟田学委員長

ほかに討論はありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第23号、平成30年度阿久根市一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり、可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

賛成多数と認めます。

よって、議案第23号は可決すべきものと決しました。

○議案第24号 平成30年度阿久根市国民健康保険特別会計予算

牟田学委員長

次に、議案第24号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討議を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第24号、平成30年度阿久根市国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり、可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数と認めます。

よって、議案第24号は可決すべきものと決しました。

○議案第25号 平成30年度阿久根市簡易水道特別会計予算

牟田学委員長

次に、議案第25号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
なければ、これにて討議を終結いたします。
続いて、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
なければ、これにて討論を終結いたします
これより、議案第25号、平成30年度阿久根市簡易水道特別会計予算を採決します。
本案は原案のとおり、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
御異議なしと認めます。
よって、議案第25号は可決すべきものと決しました。

○議案第26号 平成30年度阿久根市交通災害共済特別会計予算

牟田学委員長

次に、議案第26号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
なければ、これにて討議を終結いたします。
続いて、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
なければ、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第26号、平成30年度阿久根市交通災害共済特別会計予算を採決します。
本案は原案のとおり、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
御異議なしと認めます。
よって、議案第26号は可決すべきものと決しました。

○議案第27号 平成30年度阿久根市介護保険特別会計予算

牟田学委員長

次に、議案第27号を議題とし、討議に入ります。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
なければ、これにて討議を終結いたします。
続いて、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
なければ、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第27号、平成30年度阿久根市介護保険特別会計予算を採決します。
本案は原案のとおり、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
御異議なしと認めます。
よって、議案第27号は可決すべきものと決しました。

○議案第28号 平成30年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算

牟田学委員長

次に、議案第28号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
なければ、これにて討議を終結いたします。
続いて、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第28号、平成30年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第28号は可決すべきものと決しました。

○議案第29号 平成30年度阿久根市水道事業会計予算

牟田学委員長

次に、議案第29号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討議を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これより、議案第29号、平成30年度阿久根市水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は可決すべきものと決しました。

そのまま休憩します。

(休憩 16:41～16:42)

以上で当委員会に付託されました案件はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。

付託されました案件に対する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに議会だよりに掲載する原稿の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決定しました。

なお、先ほどの竹原信一委員の発言は不適切な文言があると認められますので、委員長において記録を確認の上処置いたします。

以上で、予算委員会を閉会いたします。

(閉会 16時43分)

予算委員会委員長 牟 田 学